

相続税・贈与税・土地住宅税制等の注目すべき

平成 29 年度改正点 4

相続税の物納財産の順位の見直し

(1) 概要

今改正により、上場されている株式等の物納財産の順位が不動産等と同じ第一順位になりました。これにより、物納対象となる不動産等を所有している場合でも、上場株式等を物納に充てることができるようになります。また、物納財産を国が引き取る際の収納価額は、相続時の相続税評価額となるため、相続時から納付時までの間に価格が下落してしまった上場株式等についても、相続時の評価額で物納に充てることが可能です。

(2) 物納財産の順位

改正前及び改正後の財産及び順位は以下の表のとおりです。

	改正前	改正後
第 1 順位	① 国債、地方債、不動産、船舶	① 不動産、船舶、国債、地方債 上場されている株式、社債及び証券投資信託 及び投資証券等の受益証券
	② 不動産のうち物納劣後財産に該当するもの	② 不動産等のうち物納劣後財産に該当するもの
第 2 順位	③ 社債、株式、証券投資信託又は貸付信託の受益証券	③ 非上場の株式、社債、証券投資信託又は貸付信託の受益証券
	④ 株式のうち物納劣後財産に該当するもの	④ 株式等のうち物納劣後財産に該当するもの
第 3 順位	⑤ 動産	⑤ 動産

(3) 適用時期

平成 29 年 4 月 1 日以後の物納申請分より適用されます。